

平成22年3月22日

陳情者代表 霧島市霧島永水4124-1  
宮迫水利組合代表 園田 義昭

3月9日、私達が陳情しました件につきまして現地視察をいただき、意見陳述の場を設けていただきましたこと、厚くお礼申し上げます。当日の議事録がまだ作成されておりませんが、私達なりにどのような内容であったかをまとめました。

私達が陳情しておりますのは環境保全協定書に基づく補償交渉です。この補償交渉は住民が直接業者に申し入れることはできません。それ故、霧島市行政に住民意思の代弁者として補償交渉を依頼しました。霧島市行政は防災施設の未整備について判断できないと言いながら、業者責任は問えないという矛盾した考えで補償交渉を開始しません。そこで、霧島市行政に補償交渉を促す陳情書を提出いたしました。

霧島市行政は防災施設の不備を認識しつつ、最後には許認可権限は県にある。防災施設が不備であるかの判断は出来ない、従って業者が「不備はなかった」という主張を採用しております。

県の土地対策課に伺いました。協定書は県の土地利用対策要綱で業者と市町村長間で結ぶことが規定されており、この協定書の最終管理監督責任は県にあります。協定書を締結した市町村長がまず、その履行責任を果たし、その結果、業者と合意に至らなかったときは県に通告し、県に指導を要請することになります。

協定書の根底は県が業者に公布しました、林地開発許可条件です。この許可条件は業者が提出した防災計画、開発計画に従って作成されます。林地開発許可条件が誠実に履行されているかを管理監督する部署は始良・伊佐振興局の林務水産課です。霧島市行政は林地開発に関わる県の部局がどこかを知りながら、その助言、判断を仰いでおりません。

始良・伊佐振興局の林務水産課はあくまでも林地開発許可条件が確実に履行されているかを管理監督します。現状は未整備であると判断しています。業者の勝手な林地開発許可条件の判断を認めておりません。もし現在の林地開発許可条件と異なる判断を業者がするのであれば、再々の条件変更の申請を県に提出し、認可を受けねばなりません。この事実を知りながら、議員の皆様、霧島市行政を欺く業者の態度に怒りすら覚えます。

無力な私達をどうぞ、ご支援くださいますようお願いいたします。

2011/03/09 建設水道委員会 陳情者意見陳述会

行政見解

9月13日の住民への回答書をそのまま述べた。

12月21日の一日移動市長室で業者の責任を問える大量の証拠資料を提出したにも関わらず、見解を変えません。

霧島支所の担当者は現地視察を行わなかったことは認めながら住民の意見を全く無視している。

Q：住民／行政の共同視察、調整池の土砂撤去は終わっていたか？

A：そのとおり

業者と住民の主張は大きく異なる。

住民主張：7月3日以前から土砂堆積していたと主張

林地開発許可条件に照らし主要防災施設は未整備、防災施設の維持管理も不適切

業者主張：現在調整池への土砂流入は無く、調整池の能力は十分であった。調整池の能力不足が原因ではない。調整池の能力は現状でも十分

Q：7月3日以前の調整池の状況を把握していたか？

A：平成22年5月、県の視察に同行し、確認した。

企画部・土地対策室のパトロールであり、この部署は進捗を確認するのみで防災施設の機能確認はしません。管理監督する部署は森林保全課です。平成22年度、梅雨前の視察は実施していません。

Q：旧霧島町が締結した協定書は霧島市が継承しているか？

A：継承している

Q：環境保全協定書の2条の基本理念、9条の被害補償条項は霧島市と業者が責任をもって履行しなければならないと理解して良いか？

A：協定書は土地利用協議に定められている。その履行責任はある。

Q：陳情は行政と業者の協議を促す陳情である。協議をすべきか？

A：12月の移動市長室で水利組合、業者協議の場をという話があって、これについては調整中

住民からは3者協議を提案しておりません。業者がその意思があるのであれば、受け入れます。

Q：永水水害について霧島市の見解は「業者責任は無い」ということであるが、住民要望、業者から申し出があったことから3者がテーブルに付く調整をするという理解で良いか？

A：そのとおり

Q：環境保全協定書の4条の管理責任体制の確立とは？

A：2項の管理責任者、管理事務所の届け出がされているかは不明

Q：協定事項の履行はどのように担保すべきか？

A：林地開発許可条件に違反しているかの判断を市は出来ない、その判断は県である。

Q：許認可権限は県にあることは理解する、住民の立場に立って県への働きかけが必要ではないかの指摘をしておく。

Q：許認可権限は県にあるとして、なぜ協定書を結ぶのか？

協定事項の履行はどのように担保されるか？

霧島市の主体性はどこで発揮されるのか？

A：業者責任を問うのは難しいと思うが、防災施設が適切であったかは県で判断されているはずであり、市としては動けない

防災施設の不備が判断できないのであれば、業者責任の有無の判断もできないはずです。にも関わらず、業者の責任は問えないという判断を下しています。

Q：住民要望への回答遅延の理由は？

A：事業者からの聞き取りなどを行ったために遅延した。

Q：平成22年5月は問題なかったということであるが、証拠写真はありますか？

A：確認したのはA調整池のみ、それなりの調整能力は持っていると思った。証拠写真は無い。

平成22年5月の県のパトロールは企画部・土地対策室であり、防災施設の視察目的ではありません。従って県に照会しましたが、写真撮影はしておらず、報告書の類も作成されておられません。

Q：国有林の面積が広大であり、そこからの流水によって洪水は起こったと業者は主張

A：確かに崩壊地もたくさんあった、砂防用の堰堤は埋まっていた。国有林からの土砂流出も相当量あった。

Q：永水地区で被害を受けた者にとって、国有林からであろうか、ゴルフ場からであろうか変わりはない。即座に県へ報告し土砂撤去を要請すべきであったのではないか？

A：手箒川河川に大量の土砂堆積があり、河川断面不足している場所があることは確認していない。国有林の砂防ダム保守は営林署が計画している。

Q：振興局の係官が指導文書を業者に出している。その指導文書で業者に提出を命じた主要防災施設の今後の方針がある。このような文書は霧島市にも届くのか？

A：振興局からは届いていない、そのような文書が出されたことは住民から聞いた。振興局に問い合わせた結果、そのような文書が出されていることを知った。

Q：業者が振興局に提出した主要防災施設の今後の方針によると防災施設の未完成を認めつつも今後何もしないという内容である。この内容について霧島市は振興局に問いかけたか？

A：指導するのは振興局の役割である。

Q：市民の側に立てば、このままで放置するのは良くない、今後どのようにするのか確認をすべきである。指摘をしておく

Q：施工状況報告書によると調整池の進捗率は49%のままで推移している、どのように思うか？

A：この数字がどのような意味を持つかは理解していない。調整池の機能を理解していない。

Q：鎌田建設と住民での現地視察が必要ではないか？住民と業者の主張には大きな隔たりがある。鎌田建設は地元との関わりであるので誠意をもって対応をすると発言している。早急な現地調査、話し合いが必要ではないか？要望する。

Q：業者は住民との話し合いを望んでいる。把握しているか？

A：業者には申し入れている。

Q：話し合いの場を作って欲しいという陳情書である。業者と住民の仲介をすべきではないか？要望する。

陳情の趣旨は行政と業者の補償交渉開始です。住民からは3者協議を提案しておりません。業者がその意思があるのであれば、受け入れます。

Q：調整池は林地開発による保水能力の低下を補完する施設である。調整池が機能しているかの把握が必要ではないか？

A：県に問いかけているが、なかなか返事がもらえない。